

令和元年8月豪雨災害義援金佐賀県配分委員会設置要綱

(目的)

第1条 令和元年8月27日から発生した豪雨災害に関し、佐賀県、日本赤十字社佐賀県支部及び社会福祉法人佐賀県共同募金会を通じて寄せられた義援金を被災者に配分するため、令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 配分の対象
- (2) 配分の基準
- (3) 配分の方法
- (4) その他義援金の配分に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 佐賀県健康福祉部長
- (2) 日本赤十字社佐賀県支部事務局長
- (3) 社会福祉法人佐賀県共同募金会常務理事

(役員)

第4条 委員会には、会長、副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 会長は、佐賀県健康福祉部長を、副会長は、日本赤十字社佐賀県支部事務局長をもって充てる。

(役員の仕事)

第5条 会長は、委員会を招集し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(経費)

第6条 各構成団体が義援金の配分等に要する諸経費については、その団体において負担する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するために、佐賀県健康福祉部福祉課に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会において決定する。

附 則

この要綱は、令和元年8月29日から施行し、義援金の配分が完了した時点でその効力を失う。